

保健医療大学施設等及び物品の毀損時の取扱いについて

平成16年4月2日

香川県立保健医療大学施設等管理規程第8条に基づき、大学施設等物品の毀損に関する取扱いは、原則として、以下により行うものとする。

- 1 本学の教職員又は学生が、大学施設等及び物品を使用中に毀損したときは、直ちに毀損届・修繕伺（別紙様式）を学長あて提出し、必要な場合は、予算の範囲内で修繕手続をするものとする。
- 2 学生が毀損した場合の毀損届・修繕伺の作成及び提出者は、次のとおりとする。
 - (1) 授業において使用中に毀損した場合は、当該学生の授業担当教員（非常勤講師を除く。）
 - (2) 学生団体において使用中に毀損した場合は、当該学生団体の顧問
 - (3) その他の場合は、当該施設等の管理責任者
- 3 毀損者不明の毀損が発生した場合は、当該施設等の管理責任者が直ちに毀損届・修繕伺を提出するものとする。
- 4 故意または重大な過失による毀損の場合は、原則として、毀損した教職員及び学生が修繕に要する経費を負担するものとする。
- 5 この取扱いは、平成16年4月2日から適用する。
この取扱いは、平成20年11月5日から適用する。
この取扱いは、平成24年4月1日から適用する。
この取扱いは、平成30年4月18日から適用する。
この取扱いは、令和3年9月1日から適用する。
この取扱いは、令和4年4月1日から適用する。
この取扱いは、令和5年4月1日から適用する。

起案年月日			決裁年月日			
.			
学 長	副学長	局 長	学科長	専攻長		

毀損届・修繕伺

職氏名

下記のとおり毀損しましたので報告します。併せて、修繕してよろしいかお伺いします。

1	毀損物品の種類	
2	毀損物品の数量	
3	毀損の日時	
4	毀損原因	
5	修繕伺いによる理由 ○を付す。	1 分解等しなければ見積もることができない修繕 2 緊急を要する修繕
6	業者名	
	指定理由 ○を付す。	1 購入（保守点検）業者であり、当該物品に精通している。 2 部品調達等の対応が早い。 3 技術的に信頼性がある。 4 その他（ ）
7	修繕（毀損）内容	
8	修繕予定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
9	その他	